

各種資金調達方式の評価の方法について（案）

1. グルーピング及びマッピング

多くの種類が存在する資金調達方式を鳥瞰的にとらえ、評価を容易にするため、別紙 1（一覧表）及び 2（マップ・イメージ）のとおりグルーピング及びマッピングを行った。

グルーピング及びマッピングの方法は以下のとおり。

(1) グルーピング（縦軸）

これまでに情報収集した資金調達に係る各種方式について、資金調達の手法が類似するものごとにまとめ、以下のとおりグルーピングした。

- A) 炭素税型： 排出に課税するタイプのもの
- B) 排出量取引制度からの調達型： 排出量取引市場への課税またはオークションにより資金調達するもの
- C) 通貨取引課税型： グローバルな通貨取引に課税するもの
- D) 輸送課税型： 航空機・船舶等による国際輸送に課税するもの
- E) 国家予算からの拠出型： 従来型 ODA タイプに近いもの（ただし、京都メカニズムに絡むものは別分類とした）
- F) 金融市場からの調達型： 債券発行により資金調達（通貨取引関係は別分類とした）するもの
- G) 炭素クレジット付与による資金誘導型： CDM に代表される、インセンティブ付与により資金を誘導するもの（純粋に排出量取引であるものを除く）
- H) その他： 分類不能なもの

(2) マッピング（横軸）

各種方式の成熟度をより明確にするため、検討の進展度合いにより、以下の 4 段階に振り分けた。なお、振り分けに当たっては、気候変動対策関連のものと開発関連のものを峻別できるよう、記号を分けた。

- i) 研究段階（学術論文等）： 学術論文の域にとどまるもの。議論の成熟度の高いもの。
- ii) 法案・協定等の検討中： 国又は国際機関等により国際社会に具体的提案がなされているもの。または、各国内での法案・協定等の検討が開始されているもの。ただし、国又は国際機関による提案であっても、具体性が乏しいものについては、「i」研究段階」に含めた。
- iii) 法案・協定等の採択済： 法案・協定案等がおおむね固まったもの。
- iv) 発効・実施済： 導入段階にあるもの。

2. 評価（メリット・デメリットの整理）

上記によりグループ分け・マップを作成した上、以下の方法により、評価（メリット・デメリットの整理）の叩き台を作成することとする。なお、本年度研究会の最終報告では、あくまで、「グループごとの」評価を行うことを目指すが、その基礎となる各種方式について評価を試みる。（今後の作業）

(1) 評価対象の絞り込みについて

参考資料 3 に示した各種方式のうち、既存の枠組みに類するもの（京都議定書に基づく適応基金等）、検討段階の浅いもの（研究段階にとどまるもの）の2種類については、原則、評価の対象から除く。（評価の対象から除外するものの一覧は、別紙 1 に合わせて示した。）

ただし、検討段階の浅いものであっても、研究会として注目すべきと思われるもの（例えば、「リーディング・グループ」等での国際的な議論がある程度成熟しているものや、委員又は専門家から特段のコメントがあったもの等）は、対象に含める。

(2) 評価方法

各方式の基礎的なメリット・デメリットを整理すべく、評価軸案（資料 4-1）の各項目に基づき、概要評価を行う。各項目の概要評価は、以下に示す 4 分類により行う。

- ：当該項目について、配慮がなされている、または問題がないケース
- △：当該項目についての議論が分かれると思われるケース
- ×：当該項目について、配慮がなされていない、または問題があるケース
- ：当該項目に関する評価が難しいケース

また、評価軸毎の評価の根拠について簡潔な説明を記する。

資金調達手法・提案に係るグルーピング及びマッピング（案）

グルーピング項目	手法・提案名	研究段階 (学術論文等)	法案・協定 等の検討中	法案・協定 等採択済	発効 ・実施済	評価の 対象
A)炭素税型	A1.世界統一炭素税（スイス提案）					
	A2.統一炭素税（ノードハウス・スティグリッツ）					
	A3.比例的炭素税（宇沢提案）					
	A4. 協調炭素税（クーバー提案）					
	A5.技術開発費用の財源としての炭素税（ベネディック論文）					
	A6.フロン税（米国フロン税に依拠）				(注 1)	
B)排出量取引制度 からの調達型	B0.京都議定書適応基金（CDM levy の徴収）					（既存枠組）
	B1.適応原資の賦課率拡大（CDM 以外の柔軟性メカニズムへの対象拡大）					
	B2.CDM levy の対象拡大（クレジット発行への課税等）					
	B3.排出枠オークション（ノルウェー提案）					
	B4.自主的排出削減ユニット（VER）への課徴金					
	B5.安全弁（Safety Valve）付き排出量取引制度					
	B6.EU 域内排出枠オークション（ドイツ）					
	B7.EU 域内排出枠オークション（EU 全域）					（B6 と同）
	B8. EU 域内排出枠の航空部門への対象拡大（EU 全域）					（B6 と同）
B9.米国気候変動法案（リーバーマン・ウォーナー法案）						
C)通貨取引課税型	C1.トービン・シュパーン税（ベルギー）					
	C2.通貨取引開発税（CTDL）					
	C3.通貨取引への課税（マダガスカル提案）					
	C4.クレジットカード決済課税					
D)輸送課税型	D1.負担分担メカニズム（国際航空券、国際海上運送料への課税）（ツバル提案）					
	D2.国際航空適応税（LDC グループ提案）					
	D3.航空券連帯税（仏等 11 カ国で実施）					
	D4.国際海上運輸（バンカー油）への課税（デンマーク提案）					
	D5. 国際バンカー油への排出枠オークション					
	D6.国際海峡通過への課税					
E)各国予算等からの 拠出型	E1.0.5～1%GNP の追加拠出（G77+ 中国提案）					
	E2.世界気候変動基金（メキシコ提案）					
F)金融市場からの調 達型	F1.地球気候資金調達メカニズム（Global Climate Financing Mechanism）（EU/世銀提案）					
	F2.予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm、英等）					
G)クレジット付与 による資金誘導	G1.拡大 CDM（政策 CDM、セクター CDM）					
	G2. セクトラル・クレジット（EU 等提案）					
	G3. 途上国の適切な削減行動（NAMA）へのクレジット付与（韓国提案）					
	G4. 資金提供の遵守ユニットへの換算					
H)その他	H1.債務 省エネスワップ					
	H2.途上国での再生可能エネルギープログラムへの資金供与					
	H3.海外送金					
	H4.租税地回避対策					
	H5.多国籍企業への課税					
	H6.武器取引税					
	H7.グローバルロッター					
	H8.デジタル連帯基金（DSF）					（注 2）
	H9.外貨準備の一部を使った地域ファシリティ					
	H10.IMF の特別引出権（SDR）の新規配分					
	H11.事前購入制度（AMC）					（注 3）

注釈：（気候変動対策に係る取り組み・提案） （開発資金調達に係る取り組み・提案） （気候・開発の両方に係る取組・提案）

（注 1）「米国フロン税」の税収は、一般歳入に繰り入れられている模様

（注 2）「デジタル連帯基金（DSF）」は、寄付制度に過ぎないため、ここでは除外

（注 3）「事前購入制度（AMC）」は、厳密には資金調達ではない（大量購入により薬品の単価を低下させる施策）ため、ここでは除外

各種方式のマップ・イメージ

分類	研究段階(学術論文等)	法案・協定等の検討中	法案・協定等の採択済	発効・実施済
A. 炭素税型	A2, A4, A3, A5	A1		A6
B. 排出取引制度からの調達型	B4, B5	B1, B3, B2, B9	B0, B8, B7	B6
C. 通貨取引税	C2, C3	C4	C1	
D. 輸送課税型	D4, D5, D6	D1, D2		D3
E. 国家予算からの拠出型		E1, E2		
F. 金融市場からの調達型	F1			F2
G. 炭素クレジット付与による資金誘導型		G1, G2, G3		G4
H. その他	H9, H4, H7, H2, H3, H6, H1, H10, H5			H8, H11

X0 : 気候変動目的

Y0 : 両方

Z0 : 開発目的